

平成 21 年 (2009 年) 10 月 15 日

各 局 (区) 長 様

財 政 局 長

平成 22 年度予算の編成について

平成 22 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分にご理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

昨年秋の米国に端を發した金融不安に伴う世界的經濟不況の影響により、わが国の經濟も極めて厳しい環境にあったが、ここにきて、海外經濟の回復や国の財政・金融政策などにより一部持ち直しの動きはあるものの、設備投資や企業収益の減少、雇用の状況の悪化などが見られ、その先行きについては依然不透明なものとなっている。

一方、札幌市においては、一部の景況感に改善傾向が見られるものの、個人消費の低迷が続き、有効求人倍率も低率で推移しており、市内景気は依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、国においては「地域主権」を掲げる新政権が発足し、住民に一番身近な基礎的自治体を重視した地域主権国家の樹立に向けて、これまでの行政のスタイルを根本的に改めるとしている。また、平成 22 年度国家予算編成においては、ムダづかいや不要不急な事業の根絶と主要な事業の実現に向けて、既往予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、事業の再構築を行うとしている。

一方、札幌市の財政状況は、本年 1 月に公表した中期財政見通しにおいて平成 22 年度は 174 億円の収支不足を見込んでいたところであるが、札幌市を取り巻く社会經濟情勢は上述したように極めて厳しい状況にあり、法人市民税を中心とした市税収入の減少や生活保護費の増加により、収支不足が 222 億円まで拡大すると見込まれるなど、依然厳しい環境が続くことが想定される。

第 2 予算編成の基本的考え方

本市を取り巻く厳しい經濟状況や財政見通し、さらには新政権の発足に伴う国の制度改革の方向性等を十分に踏まえ、「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変え

る」という基本方針に沿って、よりメリハリがついた予算編成を行う。したがって、各局においては、安易な事業費の一律のカットなどは避け、下記に掲げる基本的な考え方に沿って、局マネジメント機能を発揮しながら、事務事業の見直しや再構築を市民の目に見えるかたちで実施すること。また、より効率的・効果的な事業展開を図ることが求められていることから、職員一人ひとりが札幌市の厳しい財政状況をあらためて認識し、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮するために他部局等との連携を一層進めるとともに、事務事業の抜本的な再構築に取り組むこと。

1 国の制度改革への迅速な対応

新政権の発足に伴い、国においては、新しい施策や既存事業の見直しが表明されるなど、政策において大きな変化が見込まれることから、より積極的に情報の入手に努め、国の制度改革に迅速に対応する。

2 第2次新まちづくり計画の推進と市長政策事業群の設定

第2次新まちづくり計画については、平成22年度は最終年度となることから、対象事業の計画目標の達成に向けた取組みを着実に推進する。

また、「高齢者・障がい者福祉」、「子育て支援・教育対策」、「環境対策」、「経済対策」、「シティプロモート」といった、今後、本市が重点的に取り組む分野を市長政策事業群と位置づけ、より一層予算を配分する。

3 行財政改革プランなど見直しの着実な推進

持続可能な財政構造への転換を目指し策定した行財政改革プランに基づき、人件費や事務的経費など内部努力を中心とした見直しを着実に推進する。併せて、包括外部監査人からの意見や外部評価における指摘等についても適切に対応する。また、収納率向上対策を強力に推進し、負担の公平性や歳入の確保を図る。

4 市民との情報提供・共有の推進

「市民と共に考え、共に悩み、共に行動する」ことを基本理念に、予算編成過程においても、市民への情報提供・共有を図り、様々な機会を通じて意見等を可能な限り集約し、予算編成に反映する。

意見等の集約にあたっては、職員一人ひとりが一札幌市民としての視点や生活感覚を持ちながら、市民の意見に真摯に耳を傾け、かつ透明性を保って進めていく。

5 ゼロベースからの事業再構築

厳しい経済・財政状況や変化している社会構造などに対応し、ゼロベースからの事業再構築を行い、聖域なき見直しを行う。見直しにあたっては、自治基本条例の趣旨を踏まえ市民や企業との連携を通して相乗的な効果を生み出すとともに、他の自治体や団体との連携・協働についても、積極的に検討を進める。

なお、見直しについては、下記の「4つ見直し視点」に基づき実施すること。

| 4つの見直し視点 | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 視点 | 事業成果が十分検討されているか 効果が薄れてきている事業、長期間に渡っている事業、目的に合致しない事業などは廃止 |
| 視点 | 行政が担うべき事業かどうか 今後も行政が担うのが適当かを検証のうえ、民間にできるものは民間へ移譲。 引き続き行政が行う事業についても、民間への委託化を推進 |
| 視点 | 事業スキームの見直しはできないか 急速に変化している社会構造に対応した補助対象者、補助率の見直しなどを検討 |
| 視点 | 自治基本条例の趣旨を踏まえ、地域が担い手となれるものはないか 市民自治による事業の実施や市民との連携による事業効果の増進の検討 |

第3 予算編成にあたっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成21年度の決算見込み、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。特に、多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

また、収入未済額の圧縮に向けて収納率向上対策連絡協議会が別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成のうえ、収納率向上対策を強力に推進すること。

なお、厳しい財政状況を踏まえて、土地開発基金などの開発系の基金については社会資本の整備状況などを勘案しながら積極的な活用を図ることとしているので留意すること。

(1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、行財政改革プランの趣旨を踏まえて、さらなる向上に向け鋭意努力すること。

(2) 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少しているような施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入

増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設の効能が十分に発揮されるよう留意すること。

特に、行財政改革プランにおいて、料金改定や減免の見直しを検討することとした項目については、その方針に従い予算に反映させること。

また、新たな財源の確保を図ると同時に、財源確保の手法を職員自らが積極的に検討することなどを通じて、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載し又は掲出する広告事業を積極的に実施すること。

(3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、補助事業にかかる超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、行財政改革プランに沿って、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

(5) 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、市債残高の減少を図り、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。起債額の下限（一件限度額）は、従前の取り扱い同様、原則 50,000 千円とする。また、主要公共事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における 21 年度予算額を上限とする。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部総務資金課に確認のうえ見積もること。

2 歳出について

歳出の見積りにあたっては、下記の要求区分に従うこと。

なお、局要求枠外経費（積上経費）中、扶助費などの増嵩の著しい経費については、見積りの適正化に留意すること。

また、従来の局配分枠方式を改め、局要求枠方式としたうえ、上述した「4つの見直し視点」に基づく見直しが不十分である場合は局要求枠内経費であっても査定を実施するので、要求の際はその趣旨を十分に理解したうえ、事業の見直しを行うこと。

(1) 要求区分

要求枠の考え方は次のとおりとする。

ア 局要求枠外経費（積上経費）

各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。

- (ア) 職員費、議員報酬、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬、札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- (イ) 「公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等に伴う派遣人件費
- (ウ) 扶助費
- (エ) 公債費
- (オ) 平年度化経費
- (カ) 見直し振替要求分...（注 1）
- (キ) 貸付金
- (ク) 行財政改革プランにおける取組項目のうち財政部が指定するもの
- (ケ) 指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、直営施設の委託料振替分、事業所税及び補助から委託化する場合に新たに発生する消費税
- (コ) P F I 事業
- (サ) 第 2 次新まちづくり計画事業...（注 2）
- (シ) 土地売却を前提とした建物解体費等、行財政改革プランに掲げる取組を実施にするにあたって必要となる経費
- (ス) 他会計繰出金（事務費等を除く）
- (セ) 21 年度枠外経費のうち 22 年度に継続する必要があるもの
- (ソ) 公共施設長寿命化関連事業...（注 3）
- (タ) 事務事業見直しインセンティブ制度分...（注 4）
- (チ) 法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や市長副市長会議で決定された事業等財政部が指定する事業
- (ツ) サマープレビューにおいて見直しを検討することとした事業
- (テ) 市長政策事業群に該当する事業...（注 5）
- (ト) ふるさと雇用創出事業、緊急雇用対策事業

（注 1）見直し振替要求分

職員費の削減につながる自主的な事務事業の見直しによる効果額については、その範囲内で、見直しにより増加する委託料等の経費への振替要求を認める。

（注 2）第 2 次新まちづくり計画事業

第 2 次新まちづくり計画に基づく 22 年度新規・レベルアップ事業については、原則、局要求枠内経費とは別に要求を認めるが、事業内容、事業費については十分に精査すること。

(注3) 公共施設長寿命化関連事業

「平成 22 年度予算における市有建築物長寿命化推進事業について」(平成 21 年 5 月 29 日付け札策企第 260 号)により、取り扱うこととする。

(注4) 事務事業見直しインセンティブ制度分

事務事業見直しインセンティブ制度の取組により生ずるメリット額の範囲内で、局要求枠内経費とは別に要求を認める。

メリット額の配分期間については、昨年度と同様 3 年間で上限に分割して要求することができることとする。なお、こうした取組のうち、見直しの効果が持続されるものや、市民や企業、他の自治体、庁内他部局間の連携促進に寄与するものなどに対しては、特段の配慮を行う。

また、収納率向上に向けた新たな取組についても昨年度と同様、今後概ね 5 年間に見込まれる増収分をメリット額とし、その範囲内で 22 年度以降の新たな収納率向上に資する経費について 5 年間で上限に分割して要求を認める。なお、詳細については、「事務事業見直しインセンティブ制度について」(平成 21 年 9 月 28 日付け札財第 30 号)を参照すること。

(注5) 市長政策事業群

「高齢者・障がい者福祉」、「子育て支援・教育対策」、「環境対策」、「経済対策」、「シティプロモート」といった今後本市が重点的に取り組むべき分野について、経営層の指示に基づき新たに対応することとしたもの(市長政策室政策企画部において取りまとめを行ったもの)。

イ 局要求枠内経費

各局が自主的に調整する経費であり、局要求枠外経費以外の全ての経費を対象とする。

なお、局要求枠内経費の要求額の上限は、次の額の合計額とする。

(ア) 経常的経費

21 年度局配分一般財源額から以下の合計額を減額した額

行財政改革プランにおける平成 22 年度見直し可能額にかかる見直し必要一般財源額

21 年度局配分経費から、原則として次に指定する事務的経費に係る節・細節の 5 % に相当する額。ただし、前年度局配分一般財源額が 5 億円に満たない局については、計算された削減額の半分とする。

- ・ 時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費(賃金)、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費(その他、食糧費、建物補修費、賄材料費)、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金(団体負担金等を除く)

(イ) 臨時的経費

21 年度局配分一般財源額から 3 % を削減した額

(2) 要求にあたっての留意点

ア 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。

イ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

また、新規補助については、原則としてサンセット方式を条件とし、終期の定めのないものは認めないので留意すること。

ウ 出資団体への財政的関与については、札幌市出資団体改革新方針（平成 21 年 2 月策定）に基づく見直しを継続するとともに、出資団体の財務状況等を踏まえ、出資団体への出資金、補助金、貸付金、委託料など財政面を通じた関係の適否について引き続き検討すること。

エ 委託料については、社会情勢の変化等を見積りに反映させるといった視点や、特命随意契約を行ってきた契約を競争入札に転換できないかといった視点での見直しを行う予定であるので留意すること（詳細については市長政策室より通知）。

第 4 その他

1 局マネジメントの推進

各局は、予算要求の考え方をまとめた「予算要求の概要」の策定にあたっては、「何を変えて、何を伸ばしたのか」や、事業の内容、成果などを市民にわかりやすく伝わるよう工夫するとともに、4つの見直し視点による「選択と集中」を進めてよりメリハリがついた予算編成を積極的に行うこと。なお、各局から市長査定時にこうしたマネジメントによるスクラップアンドビルドにあたっての考え方を説明してもらう予定でもあることから、安易な事業費一律のカットなど、単に前年度を踏襲した予算要求は厳に慎むよう留意すること。

2 区の機能強化

区と本庁事業部局の連携強化により、地域ニーズに応じた事業展開を一層推進するため、区の予算要望システムを活用し、本庁事業部局が区と共同で実施したい事業について、局から区に事業提案を行う仕組みを追加するとともに、各局から事業ごとに配分されている予算を一部統合し、各区の実情や地域ニーズを踏まえ、区が主体的により必要性の高い事業に予算を投入できる仕組みを構築する。

なお、区の予算要望システムにおける各区の要望事項はもとより、区との事前協議が必要な事業を実施しようとする場合は、必ず要求前に区との調整を行い、その内容について予算要求事業調書（様式 7）に明記すること。

3 予算編成プロセスの公開に関する取組

予算編成にかかる透明性を確保するため、広報誌や市長記者会見等あらゆる機会を通じて主要な予算要求事業を紹介した市民意見募集記事を掲載するほか、予算編成方針や予算要求の概要など予算編成過程における情報をホームページ等で公開するとともに、コールセンターの活用などにより市民意見を集約し、予算編成の参考とする。

また、より多くの市民意見を予算編成の参考とするため、昨年度と同様、予算要求の概要を区役所や図書館、体育館等で配布するとともに、閲覧しやすいホームページ掲載を行う。

4 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

5 予算見積書の作成

22年度の予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて作成し、提出期限を遵守すること。

6 予算編成日程

22年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 21年 | 11月 | 4日 | (水) | 見積書等提出期限 |
| | 12月 | 21日 | (月) | 予算説明書関係資料提出期限 |
| 22年 | 1月 | 中旬 | | 市長査定 |
| | 2月 | 上旬 | | 予算案記者発表 |
| | 2月 | 3日 | (水) | 実行計画書提出期限 |